「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」（案）について

近年、市内の繁華街で、居酒屋や接待飲食店への客引きが横行しており、客引き行為者による道路上での立ち塞がり、通行人へのつきまといなどの行為により、市民や通行人が安心して通行できる環境が妨げられる状況が発生しています。

そこで、特に客引き行為者の多い区域において、客引き行為等禁止区域を設定し、市民や千葉市へ遊びに来る方が安心して通行できる快適な環境を確保し、もって魅力と活力にあふれた安全で安心なまちづくりに寄与することを主な目的として「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」を制定することとしました。

１　条例の目的

この条例は、客引き行為等の禁止その他の必要な事項を定めることにより、市民等が安心して公共の場所を通行又は利用できる環境を確保し、もって魅力と活力にあふれた安全で安心なまちづくりに寄与することを主な目的としています。

２　用語の定義

（１）客引き行為等とは、業種の指定なく、道路、公園などの公共の場所で行われる、次の行為とします。

客引き行為　通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追随する、呼び掛ける等公共の場所の平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、客になるよう誘う行為

客待ち行為　客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

勧誘行為　通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追随する、呼び掛ける等公共の場所の平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、役務に従事するよう勧誘する行為

勧誘待ち行為　勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

（２）市民等とは、本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいいます。

（３）事業者等とは、事業活動を行う者又はその従業者をいいます。

３　市、市民等、事業者等の責務

市の責務

（１）市は、客引き行為等を防止するために、市民等や事業者等の意識の啓発を図るなど、必要な施策を推進するものとします。

（２）市は、客引き行為等の防止施策の推進のために、千葉県警察等の関係機関や地域団体と連携を図るよう努めるものとします。

市民等の責務

市民等は、客引き行為等の防止に関する市の施策に、協力するよう努めるものとします。

事業者等の責務

（１）事業者等は、客引き行為等を行ったり、行わせたりすることのないよう努めるものとします。

（２）事業者等は、客引き行為等の防止に関する市の施策に協力するものとします。

４　禁止区域の指定、違反行為等

禁止区域の指定

（１）市長は、条例の目的を達成するため、客引き行為等を禁止することが必要であると認められる公共の場所を「客引き行為等禁止区域」として指定できるものとします。

「客引き行為等禁止区域」の指定にあたっては、千葉県警察等の関係機関や禁止しようとする区域の地域団体から意見を聴くものとします。

（２）市長は、客引き行為等禁止区域を指定したときは、その旨を告示するものとします。

※禁止区域の指定は、中央区富士見地区、海浜幕張駅周辺を想定しています。

（別紙　禁止区域図のとおり）

違反行為

（１）何人も、客引き行為等禁止区域で、客引き行為等を行ったり、行わせたりしてはならないものとします。

（２）事業者等は、客引き行為等禁止区域で、客引き行為をした者や関係のある者から紹介を受けて、客引き行為を受けた者を客として店舗に立ち入らせてはならないものとします。

禁止区域における事業者が従業者に行う指導

事業者は、禁止区域内の公共の場所で、従業者に事業に関する宣伝をさせるときは、客引き行為等の禁止に関する指導を行わなければなりません。

禁止区域における市及び地域団体の協力

市及び地域団体（客引き行為等禁止区域をその活動の範囲に含むものに限ります。）は、禁止区域における客引き行為等の防止に関する取組を協力して行うものとします。

５　勧告等の実施、罰則

勧告

市長は、客引き行為等禁止区域で、違反行為をしている者に対し、違反行為をしてはならない旨を勧告することができるものとします。

命令

市長は、勧告を受けた者が勧告に従わず、かつ条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、勧告に係る行為をしてはならない旨を命令することができます。また、命令に違反して過料に処された者が再度違反行為をした場合、勧告を行うことなく命令できるものとします。

公表

市長は、下記（１）、（２）の場合は、次の事項を公表することができるものとします。

（１）命令を受けた者がその命令に従わない場合

・氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
・店舗等の名称及び所在地
・命令の内容 等

（２）市からの報告の求めに対し報告をしなかったり、虚偽の報告をしたり、立入調査を拒んだりした者などがある場合

・氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
・店舗等の名称及び所在地
・公表の原因となった事実 等

過料

次のいずれかに該当する者は、５０，０００円以下の過料に処するものとします。

・命令に違反した者
・市からの報告の求めに対し報告をしない、若しくは虚偽の報告をした者
・立入調査を拒んだり、妨げたり、忌避したりした者
・市からの質問に対して答弁しない、若しくは虚偽の答弁をした者

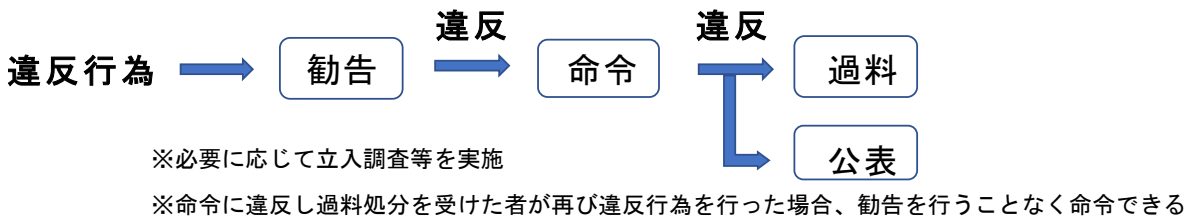

両罰規定

店舗や事業者等の従業者が過料に処された場合、その店舗や事業者等も過料に処することがあります。

６　立入調査等

（１）市長は、必要に応じて、違反行為をした者に対し報告を求めたり、市職員に、事務所や店舗などに立ち入らせて書類などを調査させたり、関係者に質問させたりすることができるものとします。

（２）市職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならないものとします。

７　関係機関への情報提供・協力要請

市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、警察、その他関係機関に対し、客引き行為等を行った者に関する情報その他客引き行為等に関する情報を提供することができるものとします。

また、必要があると認めるときは、警察、その他関係機関、関係団体に対し、協力を要請することができるものとします。

８　土地等の提供者への情報提供・土地等の提供者の努力義務

（１）市長は、違反行為の公表をしたときは、公表された者の業務の用に供されている土地や建物の提供者（所有者又は管理者）に、公表の内容を通知することができるものとします。

（２）禁止区域内にある土地や建物を、他人に提供する者は、その契約の際に、相手方が違反行為を行わない旨を約させるよう努めるものとします。

９　客引き行為等をしない旨の申出書

客引き行為等禁止区域において飲食店営業等を行っている事業者等は、違反行為をしない旨を、市に申し出ることができるものとします。

市は、申し出をした事業者等に対し、支援を行うことができるものとします。

１０　施行期日

この条例は、公布日から施行します。ただし、禁止行為、勧告、命令、公表、過料などの規定は周知期間を経て、令和４年４月１日から施行することを予定しています。